

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 奈良市西大寺南町1番3号  
 住所 三和西大寺南町ビル2階  
 代表者氏名 フリガナ 三和建設株式会社  
 代表取締役社長 小林伸嘉  
 電話番号 0742-36-1138  
 FAX番号 0742-33-9496  
 メールアドレス km-miyazaki@sahwa-kk.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 奈良市西大寺南町1番3号

三和西大寺南町ビル2階

氏名又は名称 三和建設株式会社

住 所 代表取締役

代表者氏名 社長 小林伸嘉



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	さんわかんせつかぶしきがいしゃ 三和建設株式会社		
住 所	奈良市西大寺南町1-3 三和西大寺南町ビル2階		
フリガナ 代表者の氏名	だいひょうとりしまりやくしやちょう こばやしのぶよし 代表取締役社長 小林伸嘉		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(1) 事業者の住所	奈良市西大寺栄町3-7	奈良市西大寺南町1-3 三和西大寺南町ビル2階	
(2) 役員の氏名		代表取締役社長 小林伸嘉 常務取締役 澤西徳幸 常務取締役 西田公行 取締役 松田充浩 取締役 東井素生 監査役 上土井誠 監査役 森田功	
(4) 事業所の住所	奈良市西大寺栄町3-7	奈良市西大寺南町1-3 三和西大寺南町ビル2階	

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号

○ イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

奈良市西大寺南町1番3号  
三和西大寺南町ビル2階

住 所

三和建設株式会社

代表者 氏名

代表取締役  
社 長

小林伸嘉



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良市西大寺南町1番3号三和西大寺南町ビル2階  
三和建設株式会社

会社法人等番号	1500-01-000900		
商 号	三和建設株式会社		
本 店	<u>奈良市西大寺栄町3番7号</u>	平成23年 5月10日移転	
		平成23年 5月10日登記	
	<u>奈良市西大寺南町1番3号三和西大寺南町ビル2階</u>	平成30年11月 1日移転	
		平成30年11月 1日登記	
公告をする方法	奈良市に於て発行する奈良新聞に掲載する		
会社成立の年月日	昭和47年5月12日		
目 的	1. 各種土木工事並びに設計施工請負 2. 各種建築設計施工請負 3. 上下水道工事並びに設計施工請負 4. 不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理業 5. 前記各号に付帯する一切の業務		
発行可能株式総数	48万株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 12万株		
資本金の額	金6000万円		
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 平成18年 4月16日設定 平成18年 4月27日登記		
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>有井邦夫</u>	平成26年 6月25日重任
			平成26年 6月30日登記
			令和2年 3月31日辞任
			令和2年 4月 7日登記

奈良市西大寺南町1番3号三和西大寺南町ビル2階  
三和建設株式会社

	<u>取締役</u> 上 土 井 誠	平成26年 6月25日重任
		平成26年 6月30日登記
		令和2年 3月31日辞任
		令和2年 4月 7日登記
	<u>取締役</u> 多々野 尚	平成26年 6月25日重任
		平成26年 6月30日登記
		平成31年 3月31日辞任
		平成31年 4月 5日登記
	<u>取締役</u> 小林伸嘉	平成26年 6月25日重任
		平成26年 6月30日登記
	<u>取締役</u> 西田公行	平成26年 6月25日重任
		平成26年 6月30日登記
	<u>取締役</u> 澤西徳幸	平成26年 6月25日重任
		平成26年 6月30日登記
	<u>取締役</u> 春田稔也	平成29年 5月29日就任
		平成29年 6月29日登記
		平成31年 2月 9日死亡
		平成31年 2月18日登記
	<u>取締役</u> 松田充浩	平成31年 4月 1日就任
		平成31年 4月 5日登記
	<u>取締役</u> 東井素生	令和2年 6月20日就任
		令和2年 6月22日登記
	<u>奈良市登美ヶ丘五丁目3番17号 代表取締役</u> 有井邦夫	平成26年 6月25日重任
		平成26年 6月30日登記
		平成29年 5月29日辞任
		平成29年 6月29日登記

奈良市西大寺南町1番3号三和西大寺南町ビル2階  
三和建設株式会社

	奈良市中登美ヶ丘四丁目2番地16-405号 <u>代表取締役 小林伸嘉</u>	平成26年 6月25日重任 ----- 平成26年 6月30日登記
	奈良市学園北一丁目3番16号 <u>代表取締役 小林伸嘉</u>	平成31年 2月27日住所 移転 ----- 平成31年 4月 5日登記
	監査役 森田功	平成25年 5月20日重任 ----- 平成25年 6月 3日登記
	監査役 上土井誠	令和 2年 4月 1日就任 ----- 令和 2年 4月 7日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 令和 2年 4月 7日登記
支 店	1 大阪市中央区南本町四丁目5番7号東亜ビル3 階	平成21年10月 1日移転 ----- 平成21年10月15日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 9日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 9日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月25日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

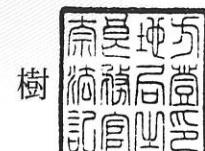
(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 7月17日

奈良地方法務局

登記官

南 英



定 款

三和建設株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、三和建設株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種土木工事並びに設計施工請負
2. 各種建築設計施工請負
3. 上下水道工事並びに設計施工請負
4. 不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理業
5. 前記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を奈良市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、奈良市に於て発行する奈良新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、480,000株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 8 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他的一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第 13 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

よら  
を者  
きる。

(募集株式の発行)

第14条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によつてする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によつて、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役会に委任することができる。
- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定めることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をも

って行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

- 2 前項の場合には、株主総会の決議があつたものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

- 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、3名以上10名以内とする。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は社長とする。
- 3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

第26条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の設置)

第27条 当会社に取締役会を置く。

(取締役会の招集権者及び議長)

第28条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会議事録)

第32条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

○(取締役の報酬等)

第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

## 第5章 監 査 役

(監査役の設置)

第34条 当会社に監査役を置く。

(監査役の権限)

第35条 監査役は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。

○(監査役の員数)

第36条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第37条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第38条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第41条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議により1事業年度の途中1回限り剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第43条 剰余金の配当及び前条の中間配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(定款に定めのない事項)

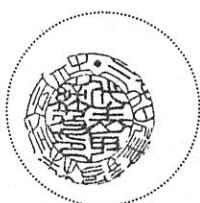
第44条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は当会社の定款に相違ありません。

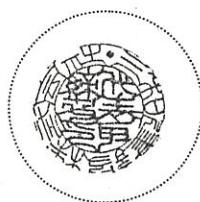
令和 2 年 7 月 17 日

三和建設株式会社

代表取締役 小林伸嘉



会社実印



# 本社移転のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げますとともに、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび弊社は、本社を下記のとおり移転する運びとなりましたのでお知らせ申し上げます。

これを機に 役職員一同 さらに精励し努力する所存でございますので、今後とも一層のご愛顧ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

平成30年10月吉日



記

移転先所在地 〒631-0824 奈良県奈良市西大寺南町1番3号  
三和西大寺南町ビル2階

TEL0742(36)1138 (代表) FAX0742(33)9496 (代表)

※なお 電話番号及びFAX番号は変更ございません。

移転先業務開始日 平成30年11月19日（月曜日）

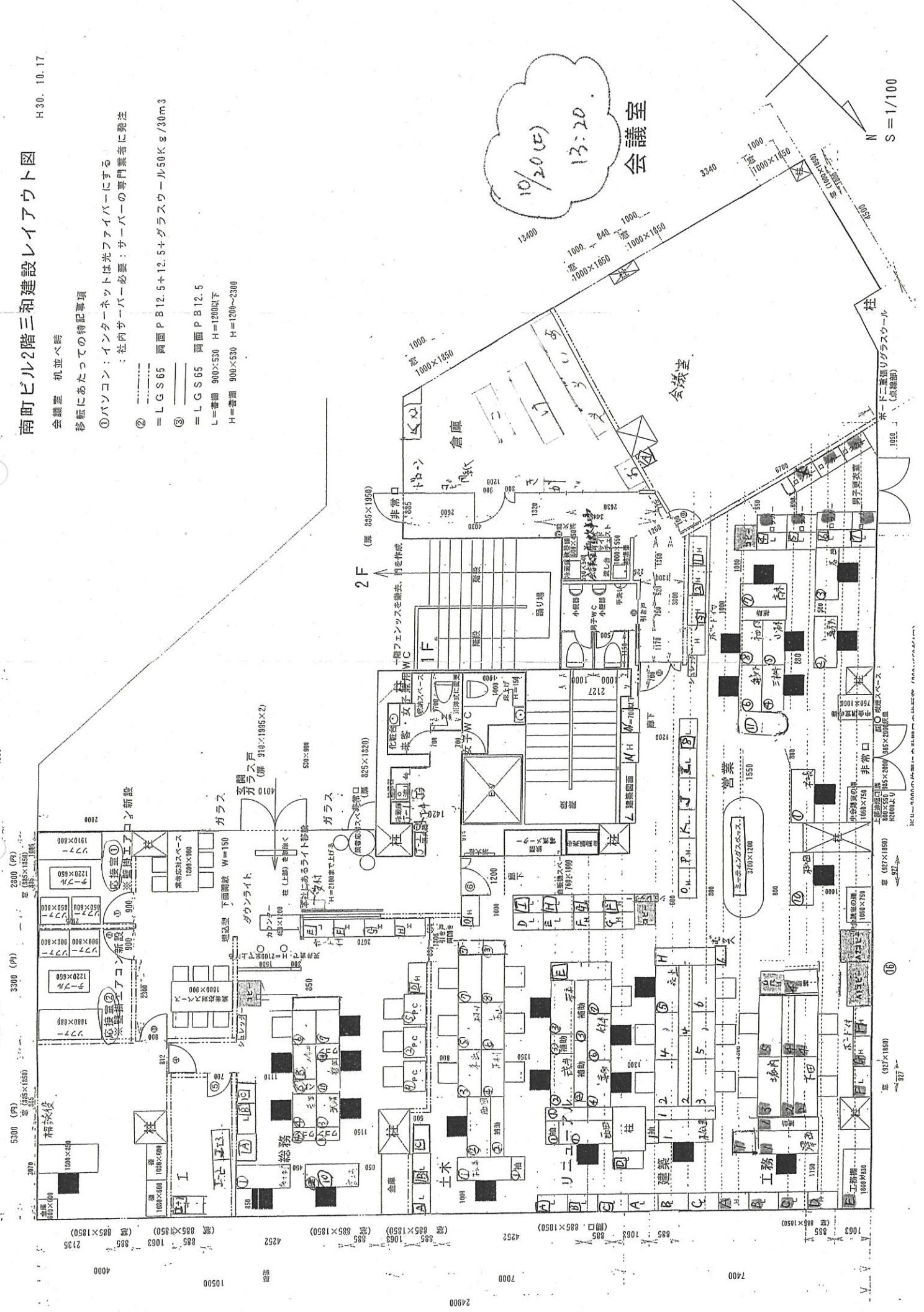


以上

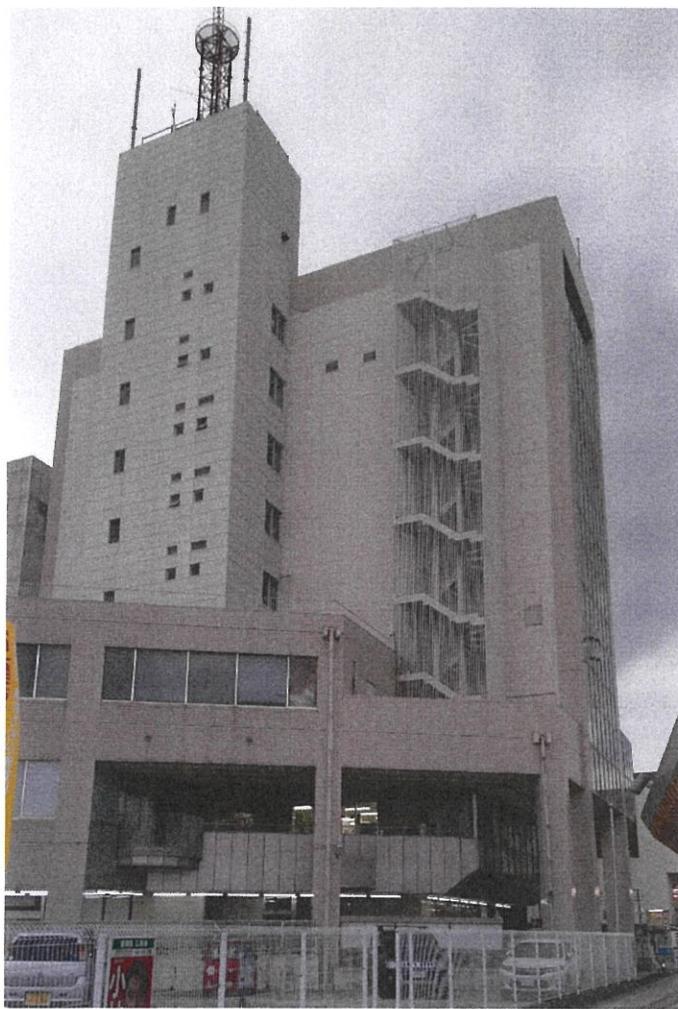
南町ビル2階三和建設レイアウト図

H 30. 10. 17

議会機関と特記事項



当社入居ビル全景



玄関前



玄関正面入口



事務室内

